大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成二十年十二月二十四日から平成二十一年四月二十四日までに奈良県商工労働部商業振興課に到着するよう提出してください。

平成二十年十二月二十四日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　大規模小売店舗の名称及び所在地

名称　コープ朱雀

所在地　奈良市朱雀六丁目九番五号ほか一筆

二　大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称　市民生活協同組合ならコープ

住所　奈良市恋の窪一丁目二番二号

代表者　森　宏之

三　大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称　市民生活協同組合ならコープ

住所　奈良市恋の窪一丁目二番二号

代表者　森　宏之

その他小売業者については未定

四　大規模小売店舗の新設をする日

平成二十一年八月十三日

五　大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二、〇七八平方メートル

六　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置　届出書添付図面記載のとおり

収容台数　一〇五台

駐輪場の位置及び収容台数

位置　届出書添付図面記載のとおり
収容台数　六六台
荷さばき施設の位置及び面積
位置　届出書添付図面記載のとおり
面積　九五・二平方メートル
廃棄物等の保管施設の位置及び容量
位置　届出書添付図面記載のとおり
容量　三五・四立方メートル

七　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻　午前九時　閉店時刻　午後九時
来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から午後九時三十分まで
駐車場の自動車の出入口の数及び位置
出入口の数　二箇所
位置　届出書添付図面記載のとおり
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで

八　届出年月日
平成二十年十二月十二日

九　縦覧場所
奈良県商工労働部商業振興課及び奈良市観光経済部商工労政課

十　縦覧期間
平成二十年十二月二十四日から平成二十一年四月二十四日まで

十一　縦覧時間
午前九時から午後五時まで